

時間帯別電灯

(主契約要綱)

令和8年4月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

I 本 則

1 適用範囲	1
2 供給電気方式，供給電圧および周波数	2
3 契約負荷設備	2
4 時間帯区分	2
5 料 金	2
6 使用電力量の計量	4
7 そ の 他	5

II 実 施 細 目

1 適用範囲	6
2 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い	6

附 則	8
-----------	---

別 表	10
-----------	----

I 本 則

1 適 用 範 囲

この主契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、この要綱実施の際現に時間帯別電灯（令和7年10月1日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

- (1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに低圧供給条件（自由共通）〔令和8年4月1日実施。以下「低圧供給条件」といいます。なお、当社が低圧供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、低圧供給条件別表4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- (2) 1 需要場所において動力を使用する需要に適用される契約種別とあわせて契約する場合は、(1)により算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)により算定される値と契約電力との合計の値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (3) 特定小売供給約款の定額電灯を適用できないこと。
(4) 4（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需

要であること。

2 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および低圧供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが附則 2（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(2)により別表 1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合または夜間蓄熱式機器および別表 2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）のうち別表 3（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は，基本料金，電力量料金および低圧供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によっ

て算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、(3)によって算定された5時間通電機器割引額または(4)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、低圧供給条件別表2(燃料費調整)(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、低圧供給条件別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき	926円08銭
--------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	43円76銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	50円19銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	52円48銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	29円66銭
------------	--------

(3) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量（入力）1キロワットにつき	220円00銭
--------------------------	---------

なお、附則2（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(2)に定める夜間蓄熱式機器（以下「5時間通電機器」といいます。）の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロワットにつき	165円00銭
-------------------------------	---------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(3)または(4)によって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および低圧供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	463円04銭
--------	---------

6 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、低圧供給条件17（使用電力量の計量）によるもの

といたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間帯の使用電力量を差し引いた値といたします。

7 そ の 他

- (1) 当社は、低圧供給条件19（日割計算）により日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分、5時間通電機器割引額、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は、別表4（日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。
- (3) この要綱に定めのない事項については、低圧供給条件によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 附則2（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(1)または(2)の場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄

熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ロ 当社は、別表3（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 5時間通電機器等に対する料金割引

イ 本則5（料金）(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、本則5（料金）(4)は適用いたしません。

ロ 5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、別表4（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については、別表4（日割計算の基本算式）の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしていたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和8年4月1日から実施いたします。

2 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置

(1) 特定小売供給約款の従量電灯および要綱の深夜電力の適用を受けているお客さままたはE eらいふ、E eホームもしくはE eビジネスの適用を受けており夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまが時間帯別電灯に変更した場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器等については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器等に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器等について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(2) (1)に該当する場合で、お客さまと当社との協議のうえ、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をシャ断することがあります。(この場合、当該夜間蓄熱式機器を「5時間通電機器」といいます。)

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(3) (1)および(2)の場合で、当社が電気の供給をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものいたします。

(4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則6
(使用電力量の計量)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえ
た値といたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(1)または(2)に該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

- (1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。
 - イ 給水温度を検知できること。
 - ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
 - ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。
 - ニ 毎日の夜間時間（附則2〔夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置〕(1)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
- (2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

4 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (3) 最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{月の最低月額料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (4) 低圧供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)、(2)および(3)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (5) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。